

交野市子ども医療費助成制度

〔令和6年12月2日改訂〕

<p>対象となる子ども</p>	<p>高校3年生修了相当まで（18歳になる年度の3月31日まで） ※交野市の住民基本台帳に登録があり、健康保険に加入している子どもに医療証を発行します。 ※令和4年10月診療分から、対象年齢が拡充されています。</p>																																									
<p>助成対象となる医療費等</p>	<p>通院・入院医療費および入院時食事療養費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の公費負担制度が優先されます（特定疾患・育成医療・養育医療等）。 ・健康保険適用外の場合は、助成対象外です。 ・学校管理下のけが等で日本スポーツ振興センターでの給付対象となる場合は、医療証は使用できません。学校を通じて給付申請してください。 ・訪問看護ステーションが行う訪問看護（医療保険分）は平成30年4月診療分から対象です。 ・精神病床への入院は平成30年4月1日から令和3年3月31日まで助成対象外です（経過措置あり）。 																																									
<p>診療の受け方</p>	<p>○大阪府内の医療機関で受診 ➡ 医療機関の窓口で「マイナ保険証等」と「医療証」を提示してください。医療費の助成が受けられます。</p> <p>※「医療証」なしで受診した場合など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当月内…受診した医療機関に「医療証」を持参し、医療機関で精算してください ・翌月以降…市の窓口で申請書を提出すると、差額の返金が受けられます（手続き方法は裏面） <p>○大阪府外の医療機関で受診 ➡ 「医療証」は使えません。医療機関の窓口で「健康保険証」を提示し精算してください。後日、市役所の窓口で申請書を提出すると、差額の返金が受けられます。（手続き方法は裏面）</p>																																									
<p>本人負担（一部自己負担）</p>	<p>○医療機関ごとに1日につき500円まで（月2日限度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同じ医療機関であっても、通院・入院・歯科は別々に自己負担が発生します。 ・院外処方での調剤は、自己負担がありません。 ・保険診療外の自費扱いのもの（予防接種、健診、入院時の個室料など）は、助成対象外です。 <p>《ご負担していただくパターン：ある月の1医療機関でのお支払い例（通院）》</p> <table border="1" data-bbox="400 1339 1334 1420"> <tr> <td rowspan="2">健康保険証だけの場合</td> <td>1日目</td> <td>2日目</td> <td>3日目</td> <td>4日目</td> </tr> <tr> <td>1,800円</td> <td>450円</td> <td>300円</td> <td>600円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">↓ 「医療証」を提示すると…</p> <table border="1" data-bbox="400 1503 1334 1583"> <tr> <td rowspan="2">「医療証」を提示すると</td> <td>1日目</td> <td>2日目</td> <td>3日目</td> <td>4日目</td> </tr> <tr> <td>500円</td> <td>450円</td> <td colspan="2">3日目以降は無料</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">↑ 500円に満たない場合は、その額だけを負担</p> <p>○1か月の一部自己負担金の上限額は2,500円</p> <p>1か月間に、1日500円までのお支払いの合計が2,500円を超えた場合は、申請により差額の返金が受けられます。（手続き方法は裏面）</p> <p>《例》</p> <table border="1" data-bbox="338 1839 1489 2130"> <thead> <tr> <th>医療機関</th> <th>一部自己負担金</th> <th>一部自己負担金合計</th> <th>自己負担金限度額</th> <th>返金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 病院（通院）</td> <td>1,000円</td> <td rowspan="5">4,950円</td> <td rowspan="5">2,500円</td> <td rowspan="5">2,450円</td> </tr> <tr> <td>B 病院（入院）</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>B 病院（通院）</td> <td>950円</td> </tr> <tr> <td>C 歯科医院</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>D 鍼灸院</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>E 皮膚科</td> <td>1,000円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	健康保険証だけの場合	1日目	2日目	3日目	4日目	1,800円	450円	300円	600円	「医療証」を提示すると	1日目	2日目	3日目	4日目	500円	450円	3日目以降は無料		医療機関	一部自己負担金	一部自己負担金合計	自己負担金限度額	返金額	A 病院（通院）	1,000円	4,950円	2,500円	2,450円	B 病院（入院）	1,000円	B 病院（通院）	950円	C 歯科医院	800円	D 鍼灸院	200円	E 皮膚科	1,000円			
健康保険証だけの場合	1日目		2日目	3日目	4日目																																					
	1,800円	450円	300円	600円																																						
「医療証」を提示すると	1日目	2日目	3日目	4日目																																						
	500円	450円	3日目以降は無料																																							
医療機関	一部自己負担金	一部自己負担金合計	自己負担金限度額	返金額																																						
A 病院（通院）	1,000円	4,950円	2,500円	2,450円																																						
B 病院（入院）	1,000円																																									
B 病院（通院）	950円																																									
C 歯科医院	800円																																									
D 鍼灸院	200円																																									
E 皮膚科	1,000円																																									

手続きのご案内

「医療証」の発行	<p>○申請に必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none">・ こどものマイナ保険証等 加入している医療保険の内容（記号番号・被保険者氏名・資格取得年月日・保険者名）が確認できるもの（オンライン提出可）・ 保護者名義の口座の分かるもの（銀行名・支店名・口座番号）・ マイナンバー確認書類（こども・保護者（生計中心者〈児童手当受給者〉）のもの） （マイナンバーカードまたは通知カード） <p>※ただし、通知カードの場合は加えて本人確認書類（運転免許証、パスポート、障がい者手帳、在留カードなど。健康保険証の場合はプラスその他官公署等が発行したもの）</p> <p>※こどものマイナンバーが届く前でも証の発行は可能ですので、窓口で申し出てください。</p> <p>※未就学児のとき、転入などにより保護者の所得がマイナンバー制度における情報連携でも確認できない場合は、課税証明書の提出をお願いする場合があります。</p> <p>※「こども医療証」（黄色）は、ゆうゆうセンターで発行しています。市役所本館で申請をした場合は、後日、普通郵便で自宅へ送付します。</p>
医療費の還付申請	<p>○申請に必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none">・ 医療機関などの領収書（2割または3割負担のもの） <p>※患者名、受診期間、保険点数、支払金額等が記載されていて、領収印があるもの</p> <p>※全額自費扱いとなっている領収証は受付できません。健康保険組合等で保険診療分の還付手続きを行ってください（領収証はコピーをお手元に残しておいてください）。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 医療費決定通知書など（自費分を精算したときや、高額療養費、家族附加給付等に該当する場合は、加入している健康保険組合等に請求してください） <p>※自費精算分、高額療養費、家族附加給付等の給付金を控除した後の医療費を助成します。</p> <p>※医師の指示により保険適用となった治療用装具（弱視用眼鏡、補装具等）については、一部自己負担額は生じません（ただし、治療用眼鏡等は上限額があります）。</p> <ul style="list-style-type: none">・ こどものマイナ保険証等（前段記載に同じ） <p>○支払い方法</p> <ul style="list-style-type: none">・ 請求した月の翌月以降に、登録口座へ振り込みます。・ 原則、診療月の翌月以降から2年以内を目安に請求してください。転出等でやむを得ず当月中に提出する場合は、翌々月の10日以降に登録口座へ振り込みます。
こんなときは必ず届出をしてください	<ul style="list-style-type: none">・ 加入している医療保険の内容が変わったとき・ 他の市町村へ転出するとき・ 他の公費や医療費助成制度を受けることになったとき（生活保護、ひとり親医療費助成制度など）
医療証の返還	<ul style="list-style-type: none">・ 転出等で資格がなくなったときは、速やかに医療証を返還してください・ 資格がないまま医療証を使用した場合、助成額を返還していただくこととなりますので、ご注意ください。



【再交付】

紛失、汚損等で再交付を希望される場合は、左QRコードからオンライン申請ができます。

《お問い合わせ》

交野市 健やか部 子育て支援課
（ゆうゆうセンター2階）
TEL 072-893-6406